

# 改定率の改定の経緯について

平成16年改正前の法の定めた 基礎年金の額(満額)	804,200											
平成16年改正後の法の定めた 基礎年金の額(満額) →国民年金法第27条(イ)	780,900											
年度	27	28	29	30 改正	1	2	3 改正	4	5	6	7	
前年度の(国民年金法 としての)改定率	特例水準	0.961										
	本来水準	0.985	0.999	0.999	0.998	0.998	0.999	1.001	1	0.996	1.018	1.045
物価変動率(1) ※1	1.027	1.008	0.999	1.005	1.01	1.005	1	0.998	1.025	1.032	1.027	
名目手取り賃金変動率(2) ※2	1.023	0.998	0.989	0.996	1.006	1.003	0.999	0.996	1.028	1.031	1.023	
適用基準(1)or(2) ※3	1.023	1	0.999	1	1.006	1.003	0.999	0.996	1.028	1.031	1.023	
物価スライド特例措置 による特例水準の段階的解消 に伴う最終年度の調整率	0.995											
公的年金被保険者数の変動率=A	0.994	0.996	0.998	1	1.001	1.002	1.002	1.001	1	0.999	0.999	
平均余命の伸び率(定率)=B	0.997	0.997	0.997	0.997	0.997	0.997	0.997	0.997	0.997	0.997	0.997	
マクロ経済スライドによる スライド調整率=C=A×B	0.991	0.993	0.995	0.997	0.998	0.999	0.999	0.998	0.997	0.996	0.996	
マクロ経済スライドによる 特別調整率(キャリアオーバー) ※4			1	0.997	1	1	0.999	0.998	1	1	1	
算出率 ※5 = 名目手取り賃金変動率(or 物価変動率)×スライド調 整率×前年度の特別調整 率				0.993	1.001	1.002	0.998	0.993	1.023	1.027	1.019	
年金額の改定率 (前年度の改定率は未反映)	特例水準	1.009										
	本来水準	1.014	1	0.999	1	1.001	1.002	0.999	0.996	1.022	1.027	1.019
当該年度の(国民年金法 としての)改定率 (前年度の改定率を反映)	特例水準	0.97										
	本来水準 (口)	0.999	0.999	0.998	0.998	0.999	1.001	1	0.996	1.018	1.045	1.065
当該年度の基礎年金の額 (満額)	特例水準	780,100										
	本来水準 (イ)or(ロ)	780,100	780,100	779,300	779,300	780,100	781,700	780,900	777,800	795,000	816,000	831,700
高齢基礎年金(満額の割合)の月額	65,008	65,008	64,941	64,941	65,008	65,141	65,075	64,816	66,250	68,000	69,308	
対前年度比月額増減額(注)	0		▲67	67		▲66	1,434		1,750		1,308	

赤字はマクロ経済スライドが発動された際の調整率  
青字はマクロ経済スライドが発動されずキャリアオーバーとなった調整率

下線の場合はマクロ経済スライドが発動されずキャリアオーバーとなった調整率(これを特別調整率と言います)。従って、令和4年度末時点での未調整となった調整率の累計は▲0.1%(令和3年度分)+▲0.2%(令和4年度分)=▲0.3%(0.997)となりました。二重線の場合(つまり、1)はマクロ経済スライドが発動された場合を指し、調整率が次年度以後に繰り越されなかったことを意味します。なお、令和1年度は前年度の調整率(特別調整率となった0.997)と当年度の調整率0.998が合わせて調整されて、繰り越された前年度分とともに解消されました。そして、令和2年度は当年度の調整率0.999が調整されて解消しました。さらに、令和5年度は令和3年度の特別調整率0.999と令和4年度の特別調整率0.998に加えて、当年度の調整率0.997も合わせて調整されて、繰り越された分も含めて解消されました。

注 令和5年度が「原則的な改定」(※6前段参照)となったため、新規裁定者の場合の適用基準が「名目手取り賃金変動率」、既裁定者の場合のそれが「物価変動率」と受給権者の年齢に応じて個別に改定率の改定が実施されたことに伴い、令和5年度の基礎年金の額(満額)だけでなく、令和(7)年度のそれについても両者に差異が生じています。従って、対前年度比月額増減額の部分でも両者に差異が生じていることとなっています。令和5年度の適用基準欄に設けましたプルダウンをクリックしていただくと、両者に適用された基準が表示されますので、ご選択の上、対前年度比月額増減額をご確認いただくことができます。

※1	国民年金法において物価変動率について述べている条文は、名目手取り賃金変動率について述べている第27条の2第2項第1号となります。
※2	国民年金法において名目手取り賃金変動率について述べている条文は、第27条の2第2項となります。
※3	① 物価>賃金=1 の場合は名目手取り賃金変動率 = となっているケースとしては、平成19年度の名目手取り賃金変動率=1があります。 ② 物価>1>賃金 の場合は1 ③ 1=物価=賃金 の場合は物価変動率 = となっているケースとしては、平成20年度、平成25年度及び令和3年度の物価変動率=1があります。 ただし、物価変動率>名目手取り賃金変動率の場合のみの適用基準です。さらに、これら①から③までの基準は令和2年度までのものです。 令和3年度からの「年金額の改定ルール」の施行により、支え手である現役世代(保険料を負担している世代)の負担能力に応じた給付とする観点から、物価変動率>名目手取り賃金変動率の場合でも、賃金変動に合わせて改定する考え方が徹底されたことにより、①の場合は言うまでもなく、②及び③の場合でも名目手取り賃金変動率が適用されることとなります。令和3年度が正にその通りになりました。改正前までであれば、上記③に当てはまり物価変動率での改定でしたが、改正後は、同法第27条の4第2項により、1>賃金の場合であるので、新規裁定では名目手取り賃金変動率、さらに同法第27条の5第2項第2号により、物価>賃金かつ1>賃金の場合であるので、既裁定でも名目手取り賃金変動率をもって改定されることとなっています。
※4	特別調整率(キャリアオーバー)は平成30年度からの施行です。
※5	算出率とはマクロ経済スライドによる特別調整率を算出するための指標で、国民年金法第27条の4第1項及び同法第27条の5第1項に規定されています。名目手取り賃金変動率(or物価変動率)×(スライド)調整率×前年度の特別調整率=算出率ですが、さらに、この算出率を使って、当年度の特別調整率を求めることとなります。その計算式は、<(名目手取り賃金変動率(or物価変動率)×(スライド)調整率)/名目手取り賃金変動率(or物価変動率)×(スライド)調整率×前年度の特別調整率=当年度の特別調整率(ただし、名目手取り賃金変動率(or物価変動率)<1の場合には、当年度の特別調整率=(スライド)調整率となり)となります。なお、この計算式をよく見ると、最終的に、名目手取り賃金変動率(or物価変動率)×(スライド)調整率が分子と分母にあることから消えて、つまり1になって、残るのは1/前年度の特別調整率となります。そして、毎年度、特別調整率を改定するということから、前年度の特別調整率×(1/前年度の特別調整率)=1となって、改定後、つまり当年度の特別調整率は1となります。1になるというのは、要するに、(スライド)調整率の次年度以後への繰り越しがなかったことを意味します。令和1年度、令和2年度及び令和5年度が該当します。ただし、上記したように、名目手取り賃金変動率(or物価変動率)<1の場合で、当年度の特別調整率=(スライド)調整率となる場合には、(スライド)調整率が次年度以後に繰り越されたことを意味するわけです。平成30年度、令和3年度及び令和4年度が該当します。
※6	令和5年度は、名目手取り賃金変動率2.8%>物価変動率2.5%となった近年にない状況となりました。この場合には、「原則的な改定」に従い、「新規裁定者(68歳に達する年度前年にある受給権者)」の場合には、改定率=前年度の改定率×「名目手取り賃金変動率」で、「既裁定者(68歳に達する年度以後にある受給権者)」の場合には、改定率=前年度の改定率×「物価変動率」で、受給権者の年齢に応じて個別に改定率の改定を行うこととなりました。従って、令和5年度の「適用基準」を求める際には、「名目手取り賃金変動率」「物価変動率」いずれかが当てはまることとなります。当該欄に設けられたプルダウンをクリックしていただくと、1.028(「名目手取り賃金変動率」の場合)or1.025(「物価変動率」の場合)が表示されますので、皆様の年齢に応じてご選択いただければ結構です。  令和6(7)年度は、物価変動率3.2(2.7)%>名目手取り賃金変動率3.1(2.3)%となりました。このような場合には、上記※3で示したように、令和2年度までであれば、①から③までの適用基準のうち①に該当し、当該適用基準に従えば、「名目手取り賃金変動率」が適用されることになっていました。また、令和3年度からの「年金額の改定ルール」の施行により、物価変動率>名目手取り賃金変動率の場合であれば、①の場合は勿論、②や③の場合であっても、賃金変動に合わせて改定する考え方が徹底されており、同じく「名目手取り賃金変動率」が適用されることになっています。